		日	号外	ページ
一一	認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件	三〇		五
	○文部科学省			
三〇	有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件	八		三
三一	無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件	八		三
三二	有形の民俗文化財を登録有形民俗文化財に登録する件	八		三
三三	平成二十四年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件	八		四
三四	大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する件	一四		六
三五	平成二十四年度における教科書展示会の開始の時期及び期間を指示する件	一四		六
三六	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件	一五		三
三七	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件	一五		三
三八	独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件	一五		四
三九	国立大学法人会計基準の一部を改正する件	一五		四
四〇	平成二十四年度において司書及び司書補の講習を実施する件	二二	63	一八
四一―五三	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件	二六	67	四〇
五四	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件	二六	67	四五
五五	史跡に指定する件	二七	69	五六
五六	学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する件	二八		五
五七	放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する件	二八	70	一五
五八	放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する件	二八	70	一五
五九	放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部を改正する件	二八	70	一五
六〇	講習の時間数等を定める告示の一部を改正する件	二八	70	一七
六一	平成二十四年度において使用される特別支援学校の教科書の定価を認可した件	二九	72	六二
六二	文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドラインを定める件	二九	72	六四
六三	文部科学省所管の補助金等に関する事務を北海道教育委員会等が行うこととなった件	三〇		五
六四	補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件	三〇		五
六五	スポーツ基本計画を定めた件	三〇	74	二〇
六六	租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付に係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示	三〇	74	二六
六七	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、遺族補償年金等の額に乗ずる率を定める件	三〇	74	三六
六八	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件	三〇	74	三七
六九	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、障害者支援施設に準じる施設の一部を改正する件	三〇	74	三八
七〇	学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示	三〇	74	三八
	○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省			
一	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、平成二十三年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件	一四	57	三
	○文　化　庁			
一八	著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件	二		三
一九	名勝の権限委譲の区域を指定する件	九	53	三
二〇	著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件	三〇		五
	○厚生労働省			
六八	組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の製造基準の一部を改正する件	一		二
六九	薬事法第二十三条の二第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件	一	46	三二